

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

福島県知事 内堀雅雄

(税務課)

## 目次

- 告示  
○ 福島県議会定例会を招集する件 二六
- 指定納付受託者を指定した件 二六
- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件 二六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二六
- 公金の収納の事務を委託した件三件 二六
- 福島県人事委員会  
○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二六
- 正誤  
○ 令和四年三月三十一日付け号外第二十六号中 二六
- 令和四年五月二十七日付け定例第二百九十三号中 二六

## 告示

### 福島県告示第四百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和四年六月二十一日福島市に招集する。

令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

(総務課)

### 福島県告示第四百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二に規定する寄附金の納付事務に係る指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和四年六月七日

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地  
株式会社トラスバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号  
株式会社東邦カード 福島県福島市大町四番四号  
株式会社東邦クレジットサービス 福島県福島市大町四番四号
- 二 指定納付受託者に指定した日  
令和四年四月一日

### 福島県告示第四百二十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定を解除する区域  
伊達市梁川町やながわ工業団地一番四十一の一部で次の図に示す区域
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類  
1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
なし
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去  
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

(水・大気環境課)

### 福島県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月七日から同年七月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)スーパーセンタートリアル郡山八山田店 福島県郡山市富久山町八山田  
字土布池一一番七ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

以下の事項について留意されるようお願いいたします。

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

2 防犯対策への協力  
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念  
を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じる  
ように努め、市の防犯対策に協力すること。

3 騒音の発生に係る事項  
原動機の定格出力が七・五キロワット以上の冷凍機の設置があるため、福島県生  
活環境の保全等に関する条例に基づき、工事開始の三十日前までに騒音指定施設の  
設置届出書を提出すること。

4 廃棄物に係る事項等  
分別の徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。

5 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

福島県告示第四百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一  
項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項  
の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年  
六月七日から同年七月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島  
県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課  
に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ニトリ郡山八山田店 福島県郡山市八山田西一丁目一五〇番ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

以下の事項について留意されるようお願いいたします。

1 歩行者の通行の利便の確保等

店舗敷地と遠隔駐車場を行き来する歩行者の安全対策としてカラー舗装等を行う  
際には、道路法第二十四条承認工事申請を行うこと。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

3 防犯対策への協力  
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念  
を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じる  
ように努め、市の防犯対策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項  
原動機の定格出力が七・五キロワット以上の冷凍機の設置があるため、福島県生  
活環境の保全等に関する条例に基づき、工事開始の三十日前までに騒音指定施設の  
設置届出書を提出すること。

5 廃棄物に係る事項等  
分別の徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

福島県告示第四百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

1 福島県営住宅家賃等(県北地区)の収納事務

2 福島県営住宅家賃等(いわき地区)の収納事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター

2 所在地 福島市五月町四番二十五号

三 収納の事務を委託する期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 福島県営住宅家賃等（県中・県南地区）の収納事務
  - 2 福島県営住宅家賃等（相双地区）の収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 太平ビルサービス株式会社
  - 2 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号
- 三 収納の事務を委託する期間
  - 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

（建築住宅課）

福島県告示第四百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等（会津地区）の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 浅沼産業株式会社
  - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
- 三 収納の事務を委託する期間
  - 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

（建築住宅課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を  
次のように改正する。

別表第一若松乳児院の項中「保育士」を「児童指導員及び保育士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、

令和四年四月一日から適用する。

（採用給与課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和四年三月三十一日付け号外第二十六号中

二	下	一一	令和四年法律第五十六号	令和四年法律第 号
	四	一六		
五	上	四	令和四年法律第一号	令和四年法律第 号
	下	一八		
		後ろから一六		

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

○令和四年五月二十七日付け定例第二百九十三号中

二四六	下から二八	6,100L	6,100L
		61,000L	
二四七	下から七	6,100L	61,000L
		61,000L	